

○調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてから既に90日超を経過しているもの(資料10)

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
内閣官房	橋本総理から研究・検討が指示された緊急事態が発生した場合の対応策に関する全文書(閣副安危第98-1号～第98-11号において特定された文書、及びそれ以降に作成又は収集された文書の全て)(他9件、計10件)	H18.2.21	769	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.7.16 審査会へ諮問
	02年9月4日に発見された日本海中部の不審船に関して、官邸の危機管理センターが収集した関連情報、及び作成した関連文書の全て	H18.2.21	769	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.7.16 審査会へ諮問
	平成15年3月20日閣議決定において設置された「イラク問題対策本部」において収集・作成された全文書	H18.2.21	769	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.7.16 審査会へ諮問
	1994年の朝鮮半島の核危機に対する政府の検討に関する全文書(03年1月21日付『日経新聞』でのインタビューで石原官房副長官がインタビューが言及した事項に関連するもの)	H18.2.21	769	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.7.16 審査会へ諮問
	平成16年11月に発生した中国原子力潜水艦による領海侵犯事案に関して、官邸の危機管理センターが収集した関連情報、及び作成した関連文書の全て	H18.2.21	769	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.7.16 審査会へ諮問
	国際平和協力において自衛隊が実施する安全確保任務について(2004年9月7日付『産経』第14版第3面紹介)	H18.8.23	586	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.7.16 審査会へ諮問
	我が国の国際平和協力の在り方についての検討状況	H18.8.23	586	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.7.16 審査会へ諮問
	「北朝鮮による弾道ミサイル発射事態対応方針」(03年2月9日『読売』第14版第1面紹介)	H18.8.23	586	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.7.16 審査会へ諮問

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
内閣官房	北朝鮮による核実験(06年10月9日)に関して官邸の危機管理センターが収集した関連情報、及び作成された関連文書の全て	H19.3.2	395	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.7.16 審査会へ諮問
	内閣官房副長官補が平成13年9月3日付閣副安危199号で開示した「今後の緊急事態対応策の検討について」にある、検討作業の「中間的整理」	H19.4.10	356	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.7.16 審査会へ諮問
	政府の有事法制研究の第3分類に関わる全文書	H19.4.10	356	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.7.16 審査会へ諮問
	「情報機能強化検討会議」の庶務担当部局が、同会議に関して行政文書ファイルに綴った文書の全て	H19.4.10	356	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.7.16 審査会へ諮問
	「国家安全保障に関する官邸機能強化会議」の庶務担当部局が同会議に関して行政文書ファイルに綴った文書の全て。	H19.5.16	320	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.7.16 審査会へ諮問
法務省	第11回・12回司法試験委員会の議事内容を録音したテープと、発言者名のわかる議事内容を記録した文書	H16.12.27	1190	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、現在も控訴審において係属中であるが、諮問を行うに当たっては、その審理状況等を踏まえつつ、更に検討を加える必要があったため。	
	第13回・14回司法試験委員会の議事内容を録音したものと、発言者名のわかる議事内容を記録した文書	H17.1.17	1169	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、現在も控訴審において係属中であるが、諮問を行うに当たっては、その審理状況等を踏まえつつ、更に検討を加える必要があったため。	
	第15回司法試験委員会の会議内容を録音したもの	H17.3.24	1103	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、現在も控訴審において係属中であるが、諮問を行うに当たっては、その審理状況等を踏まえつつ、更に検討を加える必要があったため。	
	第16回司法試験委員会の会議内容を録音したもの	H17.3.24	1103	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、現在も控訴審において係属中であるが、諮問を行うに当たっては、その審理状況等を踏まえつつ、更に検討を加える必要があったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
法務省	(1)第17回司法試験委員会の会議内容を録音したもの (2)第15回・16回司法試験委員会の発言者名のわかる会議内容を記録した文書	H17.5.30	1036	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、現在も控訴審において係属中であるが、諮問を行うに当たっては、その審理状況等を踏まえつつ、更に検討を加える必要があったため。	
	平成17年度司法試験第二次試験口述試験に関する資料	H18.1.12	809	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、現在も控訴審において係属中であるが、諮問を行うに当たっては、その審理状況等を踏まえつつ、更に検討を加える必要があったため。	
	平成18年度司法試験第二次試験口述試験に関する資料	H18.11.7	510	本件については、同種事案について、本人から行政訴訟が提訴され、現在も係属中であり、諮問を行うに当たっては、同訴訟の審理を踏まえつつ、更に検討を加える必要があり、かつ、他の複数の情報公開案件(訴訟への対応、決定書作成)の処理と重なったため。	
	セカンダリ審査運用方針及び具体的運用基準等の開示請求に対しての不開示処分を不服とするもの	H19.8.20	224	業務が繁忙を極めているため。	
	仮放免許可の基準及び運用に係る一切の文書の開示請求に対しての不開示処分を不服とするもの	H19.12.8	114	業務が繁忙を極めているため。	
外務省	便宜供与に関する会計関連文書(特定公館、特定期間)(他1件、計2件)	H16.2.10	1511	担当課において他に処理すべき開示請求事案等が多数重なり、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	外交政策企画委員会の記録(特定期間)	H16.4.10	1451	対象文書の検索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	1945年から1972年までの沖縄の米4軍部隊の毎年ごとの設置状況とその変遷一切	H16.4.13	1448	調査・検討に時間を要したため。開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中しているため。また、首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	北朝鮮の核兵器開発問題	H16.6.21	1379	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	平成16年8月に北京で開かれた日朝実務者協議に関する文書等	H16.9.25	1283	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	弾道ミサイル防衛関係文書(他3件、計4件)	H17.3.1	1126	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
	日米合同委員会議事録のうち開催場所及び日時の記録部分(対象期間は第1回～請求日現在)。	H17.4.12	1084	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
	弾道ミサイル防衛関係文書(他1件、計2件)	H17.4.30	1066	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
	平成17年2月21日付情報公開第00396号の「不開示理由一覧」において「公表を前提としない」とする事実を記録した文書の全て(他1件、計2件)	H17.5.17	1049	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
	北朝鮮関連資料集	H17.5.27	1039	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	弾道ミサイル防衛関係文書(他2件、計3件)	H17.6.13	1022	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	日米安全保障条約課が管理する行政文書ファイルのうち弾道ミサイル防衛に関して綴られている文書の全て(期間は1995年1月～2004年12月未まで)	H17.7.13	992	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
	別紙「秘密文書外部回付(配布)許可願」において許可の対象となった文書の全て。	H17.7.13	992	調査・検討に時間を要したため。開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中しているため。また、首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	アメリカとの沖縄返還交渉の文書のうち、「愛知外相・ロジャーズ国務長官パリー会談概要」外務省電信案	H17.11.14	868	調査・検討に時間を要したため。開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中しているため。また、首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	北朝鮮に関する特定ファイル(他2件、計3件)	H17.11.15	867	イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の業務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができなかったため。また、開示等決定に係る省内外の調整に予想外の時間を要しているため。	
	国際捕鯨委員会(IWC)に関する「外交働きかけの現状」及び右付属文書。	H18.1.24	797	他にも開示請求が多く、本件不服申立てに係わる検討に時間を要しているため。	
	「民間会社の飛行場使用」に綴られている文書全て(他1件、計2件)	H18.4.11	720	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
	「朝鮮半島をめぐる動き」(06年4月6日付『朝日』紹介)。	H18.5.30	671	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	沖縄返還と在沖縄米軍に関する文書	H18.5.31	670	調査・検討に時間を要しているため。開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中しているため。また、首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	2006年5月1日の日米安全保障協議委員会における日米間の合意にかかる決裁関連文書全て	H18.7.11	629	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
	国際捕鯨委員会(IWC)に関する「外交働きかけの現状」及び右付属文書	H18.8.9	600	他にも開示請求が多く、本件不服申立てに係る検討に時間を要しているため。	
	特定時期の特定国会議員の訪米について、特定公館にかかる会計文書(他1件、計2件)	H18.8.17	592	担当課において他に処理すべき開示請求事案等が多数重なり、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	平成18年7月1日現在で、外務省が保有するワインリストの最新版	H18.9.19	559	担当課において他に処理すべき開示請求事案等が多数重なり、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	06年6月11日『読売』(第14版第1面)が報じた外務省がまとめた諜報工作対応強化策の全て	H18.9.26	552	関係課室において同時期に処理すべき開示請求事案が多数重なり、また、不服申立てに係る事案の処理以外の事務やその他通常の業務が著しく繁忙であるため。	
	安全保障に関する特定ファイルに綴られている文書全て(他1件、計2件)	H18.9.26	552	同時期に処理する不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	特定時期の国会議員訪米に関する特定公館での会計関連文書(他1件、計2件)	H18.9.29	549	担当課において他に処理すべき開示請求事案等が多数重なり、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	「イランのミサイル開発(北朝鮮との関係)」(詳細表示[分類]対中東アフリカ地域外交-対中東外交(中近東第二所掌分)-イラン情勢/外交[作成(取得)時期]1993年06月01日[保存期間]30年[作成者]中東アフリカ局中東第二課)	H18.10.24	524	類似の不服申立て案件につき、答申の趣旨(同種の複数の案件について内容が相互に異なる答申が出された。)を情報公開・個人情報保護審査会に照会した結果等を踏まえ、慎重に検討する必要があるため。	H20.7.15 審査会へ諮問
	「イラク 大量破壊兵器」(詳細表示[分類]対中東アフリカ地域外交-対中東外交(中近東第二課所掌分)-イラク情勢/外交[作成(所得)時期]1992年05月01日[保存期間]30年[作成者]中東アフリカ局中東第二課(他1件、計2件))	H18.10.24	524	類似の不服申立て案件につき、答申の趣旨(同種の複数の案件について内容が相互に異なる答申が出された。)を情報公開・個人情報保護審査会に照会した結果等を踏まえ、慎重に検討する必要があるため。	H20.7.15 審査会へ諮問
	平成17年(行情)諮問第638号に関する補充理由説明書に関わる全文書	H18.12.25	462	関係課室において同時期に処理すべき開示請求事案が多数重なり、また、不服申立てに係る事案の処理以外の事務やその他通常の業務が著しく繁忙であるため。	H20.4.9 審査会へ諮問
	在外公館における査証発給にかかる文書すべて	H19.1.5	451	本件は平成17年10月17日付で諮問済みの案件であるが、平成18年7月7日付で同諮問を取下げ、対象文書の特定をやり直し、順次再決定しているため。	
	特定事項に関する会合関連文書	H19.2.11	414	関係課室において同時期に処理すべき開示請求事案が多数重なり、また、不服申立てに係る事案の処理以外の事務やその他通常の業務が著しく繁忙であるため。	H20.4.9 審査会へ諮問
	日米地位協定に関する文書	H19.3.15	382	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
	日米繊維協議(特定期間)	H19.3.30	367	調整を要する担当部局において、他に処理すべき開示請求事案等が多数重なり、不服申立てに係る事案の処理のために著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	平成16年度(行情)答申第316号において特定された「文書2」(8件)及び「文書3」(8件)。	H19.5.15	321	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
	日米防衛協力のための指針等に関する文書全て(特定期間)	H19.7.5	270	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
	国以外の者による協力」に綴られている文書全て	H19.8.2	242	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
	「在日米軍の展開」に綴られている文書全て	H19.10.18	165	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
	極東及びいわゆる極東への周辺地域に関する文書(特定時期)(他5件、計6件)	H19.12.11	111	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
	秘密保全に関する規則に関連する特定事項にかかる文書全て	H19.9.20	193	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
厚生労働省	特定法人に対する是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16.5.13	1418	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.1 審査会へ諮問
	特定法人に対する是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16.5.13	1418	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.1 審査会へ諮問

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定期間の是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16.6.1	1399	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.4.30 審査会へ諮問
	特定法人に対する是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16.6.1	1399	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.4.30 審査会へ諮問
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16.9.8	1300	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.6.12 審査会へ諮問
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16.9.8	1300	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16.9.13	1295	不服申立に係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。また、資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要しているため。	H20.5.27 審査会へ諮問
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16.9.13	1295	不服申立に係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。また、資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要しているため。	H20.5.27 審査会へ諮問
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16.9.13	1295	不服申立に係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。また、資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要しているため。	H20.5.27 審査会へ諮問
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16.9.13	1295	不服申立に係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。また、資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要しているため。	H20.5.27 審査会へ諮問

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16.9.21	1303	不服申立に係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。また、資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要しているため。	H20.5.27 審査会へ諮問
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16.11.29	1218	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16.11.29	1218	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16.12.9	1208	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.6.12 審査会へ諮問
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16.12.9	1208	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定事案に係る保険給付実地調査復命書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	17.2.28	1127	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁毎に記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかを検討していることから、諮問までの日数を要しているため。	
	特定会社への指導票等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	1103	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	1103	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	1103	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	1103	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	1103	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	1103	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定企業の特定年月日に受理した就業規則の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.9.14	929	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.21 審査会へ諮問
	特定企業から特定労働基準監督署に提出された就業規則一切の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.9.6	937	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.21 審査会へ諮問
	特定企業が特定労働基準監督署に提出した就業規則の不開示決定に対して部分開示を求めるもの	H17.11.21	861	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.21 審査会へ諮問
	特定企業で発生した労災事故に関する災害調査復命書の一部開示決定に対して開示を請求するもの	H17.12.26	826	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	障害者任免状況通報書(特定年度の特定地方自治体の分)の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H18.3.13	749	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人の定期健康診断結果報告書(特定年度)の存否応答拒否に対して開示を請求するもの	H18.6.15	655	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.23 審査会へ諮問
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人の定期健康診断結果報告書(特定年度)の存否応答拒否に対して開示を請求するもの	H18.6.15	655	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.23 審査会へ諮問

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人の定期健康診断結果報告書(特定年度)の存否応答拒否に対して開示を請求するもの	H18.6.15	655	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.23 審査会へ諮問
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人の定期健康診断結果報告書(特定年度)の存否応答拒否に対して開示を請求するもの	H18.6.15	655	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.23 審査会へ諮問
	労働者派遣法に基づき文書で是正指導したケースに関する決裁文書の一部開示決定に対して開示を請求するもの	H18.8.10	599	所管業務が著しく多忙であったため。	H20.5.20 審査会へ諮問
	労働者派遣法に基づき文書で是正指導したケースに関する決裁文書の一部開示決定に対して開示を請求するもの	H18.8.10	599	所管業務が著しく多忙であったため。	H20.5.20 審査会へ諮問
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人に関する報告書(特定年度)の不開示(存否応答拒否)に対して開示を請求するもの	H18.8.14	595	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.23 審査会へ諮問
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人に関する報告書(特定年度)の不開示(存否応答拒否)に対して開示を請求するもの	H18.8.14	595	資料と情報収集及び対応方法の検討に時間を要していること。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.23 審査会へ諮問
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人の特殊健康診断結果報告書(特定年度)の不開示(存否応答拒否)に対して開示を請求するもの	H18.8.14	595	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.23 審査会へ諮問
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人の定期健康診断結果報告書(特定年度)の不開示(存否応答拒否)に対して開示を請求するもの	H18.8.14	595	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.23 審査会へ諮問

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定福祉総合施設の補助金不正受給が分かる文書の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H18.8.14	595	資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要していること。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定建設工事現場の事故に関する監督調査文書、改善計画書等の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H18.9.19	559	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定マンション新築工事に関して提出された保険関係成立届一式の一部不開示決定処分に対して変更処分の取り消しを求めるもの	H18.10.23	525	対応方法の検討に時間を要しているため。	
	特定期間の特定労働基準監督署による石綿事業場に対する調査、監督等の復命書の不開示決定(一部不存在)に対して開示を請求するもの	H18.10.23	525	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定労働基準監督署職員が民間企業のゴルフ割引券を使用した事案に係る調査内容の分かる書類の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H18.10.26	522	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	特定労働基準監督署における情報漏洩事案に係る調査内容の分かる書類の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H18.10.26	522	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	特定年の特定企業に対する指導に係る監督復命書等の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H18.10.19	529	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.22 審査会へ諮問
	特定年の特定企業職員に係る申告処理台帳の不開示決定(存否応答拒否)に対して取り消しを求めるもの	H18.10.19	529	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.22 審査会へ諮問
	特定労働局の特定企業に対する偽装請負についての指導文書の不開示決定(存否応答拒否)に対して取り消しを求めるもの	H18.11.7	510	所管業務が著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定労働局の特定企業に対する職業安定法違反に係る是正指導文書の不開示決定(存否応答拒否)に対して取り消しを求めるもの	H18.11.7	510	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定年の特定企業職員に係る相談記録綴の一部開示決定に対し取り消しを求めるもの	H18.11.6	511	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.22 審査会へ諮問
	特定日付で特定企業に交付した是正勧告書等の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H18.11.15	502	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	申告処理台帳、行政指導文書、行政書士等の出頭調書等の不開示決定(存否応答拒否)に対して開示を請求するもの	H19.1.10	446	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.22 審査会へ諮問
	特定会社に対し労働者派遣法違反で指導を行った資料の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.1.12	444	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定会社の就業規則の不開示決定に対して開示を請求するもの	H19.1.23	433	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.21 審査会へ諮問
	特定会社の賃金規程の不開示決定に対して開示を請求するもの	H19.1.23	433	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H20.5.21 審査会へ諮問
	特定労働局の特定文書に係る事業場提出資料等の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.1.29	427	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	特定日の事故に係る特定労働基準監督署の災害調査復命書の一部開示決定に対して開示を請求するもの	H19.3.7	390	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定労働局が特定年度に障害者雇用率未達成企業に指導した文書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.3.16	381	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	特定労働局が特定年度に障害者雇用率未達成企業に指導した文書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.3.19	378	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	特定労働局が特定年度に障害者雇用率未達成企業に指導した文書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.3.19	378	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	特定労働局が特定年度に障害者雇用率未達成企業に指導した文書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.3.22	375	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	特定労働局が特定年度に障害者雇用率未達成企業に指導した文書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.3.22	375	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	特定労働局の民間会社に対する派遣事業関係指導記録の不開示決定(存否応答拒否)に対して取り消しを求めるもの	H19.3.27	370	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定日特定労働基準監督所管内で被災者が死亡した労災事故の調査復命書の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H19.4.2	364	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の労働者派遣事業関係指導監督記録のうち管内の各行政機関を対象とした事案の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.4.3	363	所管業務が著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	偽装請負とされ是正指導をうけた事業所名と是正指導内容の分かる労働者派遣事業関係指導監督記録の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.4.3	363	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定年度の総合労働相談員マニュアルの管理実績(配布先を含む)の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.4.23	343	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.6.4 審査会へ諮問
	特定年度特定労働基準監督署の特定職員の特定行為に関わる一件書類等の不開示決定(存否応答拒否)に対して取り消しを求めるもの	H19.4.23	343	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	H20.5.2 審査会へ諮問
	業務取扱要領(雇用保険給付関係番号)のうち特定番号の全部開示に対して真正な文書の開示を求めるもの	H19.5.7	329	所管業務が著しく多忙であったため。	
	労働基準監督署文書取扱規定等にある労災保険給付関係文書の特定年月に該当する文書の不開示決定(不存在)に対して開示を求めるもの	H19.5.17	319	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	H20.5.19 審査会へ諮問
	特定日付け「労災保険審査請求事務取扱手引の改正について」の一部開示決定に対して開示手数料等の返還を求めるもの	H19.5.24	312	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	特定日付け「労災保険審査請求事務取扱手引の改正について」の全部開示決定に対して開示手数料の返還を求めるもの	H19.5.24	312	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	特定日特定労働基準監督所管内で発生した労災死亡事故に係る調査復命書の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.6.1	304	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	ハローワークが特定センターに要望した職業訓練内容が記載されたものの不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.6.8	297	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定医療用具輸入承認申請書等の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H19.6.8	297	不服申立案件が特定の課室に集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったこと。	
	特定労働基準監督署保有の特定年度労災補償関係復命書綴の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.6.22	283	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	特定労働基準監督署保有の特定年度労災補償関係復命書綴の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.6.22	283	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	特定労働基準監督署保有の特定年度証拠書類(支払決議書)の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.6.22	283	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	労災防止指導員の名簿(特定年度の定数及び指導員氏名等)の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.6.26	279	不服申立案件が特定の課室に集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったこと。	
	特定年齢児検診で特定疾患名を把握している都道府県名とその具体的資料の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.7.9	266	所管業務が著しく多忙であったため。	
	障害者任免状況通報書(特定年度の国の機関の分)の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.7.9	266	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	特定年度個別労働紛争あっせん事例が記載されている文書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.7.9	266	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定労働基準監督署における内部情報漏洩事案に関する調査結果の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.7.27	248	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	特定年月特定会社で発生した特定社員の労災補償保険関係書類の不開示決定(存否応答拒否)に対して取り消しを求めるもの	H19.7.27	248	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	特定個人に係る特定調査委員会報告の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.9.12	201	慎重な検討が必要であったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の特定部門への民間等からの特定研究について委託者等の分かる文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H19.9.18	195	慎重な検討が必要であったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定研究課題別のデータの不開示決定に対して開示を求めるもの	H19.9.18	195	慎重な検討が必要であったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の特定部門への民間等からの特定研究について委託者等の分かる文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H19.9.18	195	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の特定部門への民間等からの特定研究について委託者等の分かる文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H19.9.18	195	慎重な検討が必要であったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の特定部門への民間等からの特定研究について委託者等の分かる文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H19.9.18	195	慎重な検討が必要であったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定年度の特定部門への民間等からの特定研究について委託者等の分かる文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H19.9.18	195	慎重な検討が必要であったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の特定部門への民間等からの特定研究について委託者等の分かる文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H19.9.18	195	慎重な検討が必要であったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年月以降特定労働局等が保有する特定機構で発生したセクハラに関する文書等の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.9.19	194	所管業務が著しく多忙であったため。	
	職業安定局の一般職業紹介業務取扱要領のうち緊要度等に関する全文書の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H19.9.25	188	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定労働局の特定年度の職員処分実績(処分説明書等)の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.9.26	187	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	特定労働局の特定年度の職員処分実績(処分説明書等)の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.9.26	187	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	特定労働局の特定年度の職員処分実績(処分説明書等)の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.9.26	187	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	職業相談登録者の条件保持者は職安側が担当者制を設けなければならないとする監督官庁が決定した内容の分かるものの不開示決定(不存在)に対して開示を求めるもの	H19.10.1	182	所管業務が著しく多忙であったため。	
	認定事業主特定技能検定協会の社内検定の認定申請の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.11.5	147	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	H20.5.28 審査会へ諮問

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	認定事業主特定会社の社内検定の認定申請書一式の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.11.5	147	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	H20.5.28 審査会へ諮問
	認定事業主特定会社の技能検定の認定申請書一式の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.11.5	147	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	H20.5.28 審査会へ諮問
	認定事業主特定技能協会の社内検定の認定申請書一式の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.11.5	147	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	H20.5.28 審査会へ諮問
	特定労働基準監督署が特定年に特定企業に交付した行政文書、是正報告書等の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.11.9	143	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定日発生の特定会社に係る労働者死亡災害に伴う処分内容書類の不開示決定(存否応答拒否)に対して取り消しを求めるもの	H19.11.14	138	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の就職チューターによる個別支援者の相談記録(特定職安取扱いのもの)の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.12.11	111	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	特定医療用具製造承認申請書等の一部開示決定に対し不開示を求めるもの	H19.12.13	109	不服申立案件が特定の課室に集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったこと。	
	特定年度の地域内特定世代の職業的自立支援のための特定事業に係る特定事業実施報告書等の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H19.12.26	96	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	H20.6.10 審査会へ諮問
	特定年度の地域特定世代の特定事業に係る特定事業実施報告書等の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H19.12.26	96	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	H20.6.10 審査会へ諮問

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定日の報道発表資料「監督指導による賃金不払い残業の是正結果」のもととなった資料の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.12.27	95	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
社会保険庁	障害認定医名簿の不開示決定に関する件	H19.9.25	188	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要しているため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の障害基礎年金に関し専門医に照会した文書の不開示決定に関する件	H19.9.25	188	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要しているため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	障害基礎年金の認定にあたりその会議に提出した文書等の不開示決定(不存在)に関する件	H19.9.25	188	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要しているため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	障害認定・年金に係る上申書不開示決定(不存在)に関する件	H19.9.25	188	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要しているため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	発達障害に関する職員研修復命書の不開示決定(不存在)に関する件	H19.9.25	188	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要しているため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の障害基礎年金請求書及び添付書類の不開示決定に関する件	H19.9.25	188	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要しているため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	延滞金の不正減額に係る文書の不開示決定に関する件	H19.9.25	188	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要しているため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
社会保険庁	社会保険庁長官が市町村に滞納処分を請求した文書の不開示決定(不存在)に関する件	H19.11.19	133	不服申立人との調整、対応方法の検討に時間を要しているため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	国民年金手帳番号払出簿等の一部開示決定に関する件	H19.12.10	112	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要しているため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
国土交通省	「平成17年度連続立体交差事業等説明資料」のうち、西鉄宮地岳線連続立体交差事業に係る部分の開示決定に関する件	H17.11.7	875	処分庁の弁明書作成、審査請求人への弁明書送付や反論書提出等の行政不服審査法に基づく諸手続を経た上で、開示の可否について検討しており、内容確定のための審尋等、事項の精査に時間を要したため。	H20.6.6 審査会へ諮問
	①特定法人の確認検査機関登記簿謄本及び役員変更届出書(略歴書、身分証明書及び登記されていないことの証明書は除く)②審査請求説明資料のうち打合せ記録を除いたものの一部開示決定に関する件	H17.11.20	862	担当部署が建築基準法等法令の改正業務と重なったこと及び構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	①特定法人の確認検査機関登記簿謄本及び役員変更届出書のうち略歴書、身分証明書及び登記されていないことの証明書②審査請求説明資料のうち打合せ記録の不開示決定に関する件	H17.11.20	862	担当部署が建築基準法等法令の改正業務と重なったこと及び構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	特定個人に係る建築基準適合判定資格者登録簿の不開示決定(存否応答拒否)に関する件	H17.11.20	862	担当部署が建築基準法等法令の改正業務と重なったこと及び構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	2005年7月22日付特定法人提出資料の不開示決定に関する件	H17.12.25	827	担当部署が建築基準法等法令の改正業務と重なったこと及び構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	特定法人より建設大臣宛に提出された「建築基準法第38条に基づく認定申請書」等の不開示決定に関する件	H18.10.6	542	担当部署が建築基準法等法令の改正業務と重なったこと及び構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	総務省行政評価局行政相談課からの照会に対する回答作成のための報告文書の不開示(不存在)に関する件	H18.10.31	517	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業などの事実関係の確認に時間を要しているため。	
	H18.9.6に開示決定された文書(国住指第1616～1617号)が真正な文書であるか否かの異議に関する件	H18.11.2	515	担当部署が建築基準法等法令の改正業務と重なったこと及び構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	指定確認検査機関指定申請書及び添付書類の開示決定に関する件	H18.11.25	492	担当部署が建築基準法等法令の改正業務と重なったこと及び構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	特定建物に関連して都道府県から受けた文書の不開示決定に関する件	H18.12.3	484	担当部署が建築基準法等法令の改正業務と重なったこと及び構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	運輸審議会(TX、東武鉄道、沖縄タクシー、安全管理規定)に関する審議に係る文書等に関する件	H18.12.7	480	開示可否を精査すべき文書が大量であり、かつ、関係部署等との意見調整に時間を要しているため。	
	職員の旅行命令簿及び復書等に関する一部開示決定に関する件	H18.12.18	469	同一の不服申立人から立て続けに不服申立てがなされ、内容の検討等に時間を要しているため。	H20.6.16 審査会へ諮問
	一級建築士の懲戒処分のための中央建築士審査会の同意を求める文書の一部開示決定に関する件	H19.1.19	437	不服申立書の争点が不明確であり、その確認に時間を要したため。	H20.6.17 取下げ

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	一級建築士の懲戒処分に関する文書の一部開示決定に関する件	H19.1.19	437	不服申立書の争点が不明確であり、その確認に時間を要したため。	H20.6.17 取下げ
	指定法人業務の状況に関する報告(研修会受講者数・苦情相談数)文書の一部開示決定に関する件	H19.1.22	434	担当部署が建築士法等法令の改正・施行準備業務と重なったこと及び構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	積算に用いる統一材料単価及び建築機械賃料の開示決定に関する件【第三者からの開示取消の申立て】	H19.1.25	431	第三者機関からの開示取消し申立てを受けたことから、慎重に担当整備局と検討する必要性が生じたため。	
	積算に用いる統一材料単価及び建築機械賃料の開示決定に関する件【第三者からの開示取消の申立て】	H19.1.29	427	第三者機関からの開示取消し申立てを受けたことから、慎重に担当整備局と検討する必要性が生じたため。	
	船員法窓口事務マニュアルに関する一部開示決定に関する件	H19.2.26	399	不服申立書に不備等があり(審査請求の理由等)、その確認等に(補正及び口頭意見陳述の手続き)に時間を要したため。	
	情報公開事務処理の手引き(標準様式)に関する件	H19.3.19	378	同一の不服申立人から立て続けに不服申立てがなされ、内容の検討等に時間を要しているため。	H20.6.16 審査会へ諮問
	ホットラインステーション事案処理票に関する一部開示決定に関する件	H19.3.28	369	担当部署が建築基準法等法令の改正業務と重なったこと及び構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	H20.6.27 取下げ
	情報公開事務処理の手引きの開示決定に関する件	H19.3.30	367	同一不服申立人から立て続けに複数の不服申立てを受けていることから、それらと併せた慎重な検討を行う必要があるため。	H20.6.16 審査会へ諮問

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	横浜地裁 平成14年(行ウ)第16号 建築確認処分取消請求事件に関連して、特定指定確認検査機関から受けた文書の不開示決定に関する件	H19.4.28	338	担当部署が建築基準法等法令の改正業務と重なったこと及び構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	用地買収における特定地番の「鑑定評価書」の不開示決定に関する件	H19.5.11	325	関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
	特定国道にかかる「道路工事施行承認申請書」及び「沿道掘削施工協議書」の一部開示に関する件	H19.6.3	302	道路法施行令改正の業務と重なり、著しく繁忙であったため。	
	特定ダム建設事業における「特定施設の登記簿謄本記載の所有権移転取り消し」に係る起案書の一式の不開示決定に関する件①	H19.6.19	286	本件に関する多数の開示請求があり、内容の検討及び関係部署との意見調整に時間を要しているため。	H20.6.6 審査会へ諮問
	特定ダム建設事業における「特定施設の登記簿謄本記載の所有権移転取り消し」に係る土地等売買の契約解除の書類一切の不開示決定に関する件②	H19.6.19	286	本件に関する多数の開示請求があり、内容の検討及び関係部署との意見調整に時間を要しているため。	H20.6.6 審査会へ諮問
	特定ダム建設事業における「特定施設の登記簿謄本記載の所有権移転取り消し」に係る用地交渉記録の一部不開示決定に関する件③	H19.6.19	286	本件に関する多数の開示請求があり、内容の検討及び関係部署との意見調整に時間を要しているため。	H20.6.6 審査会へ諮問
	指定確認検査機関指定申請書及び添付書類の一部不開示決定に関する件	H19.6.19	286	担当部署が建築基準法等法令の改正業務と重なったこと及び構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	国と市との間で締結された国の用地買収業務の委託契約書の開示決定(文書特定)に関する件	H19.6.25	280	道路法施行令改正の業務と重なり、著しく繁忙であったため。	H20.6.6 審査会へ諮問

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	特定の道路敷地境界協議確定書の一部不開示に関する件	H19.6.29	276	開示可否の精査及び関係部署との意見調整に時間を要しているため。	H20.6.6 審査会へ諮問
	相模縦貫危険物処理に関する有識者委員会資料の開示決定に関する件	H19.7.10	265	開示可否を精査すべき情報が大量であり、検討に時間を要したため。	
	近畿運輸局総務部総務課長の業務引継ぎに係る一切の資料の不開示(不存在)決定に関する件	H19.9.15	198	同一不服申立人から立て続けに複数の不服申し立てを受けていることから、それらと併せた慎重な検討を行う必要があるため。	H20.6.16 審査会へ諮問
	特定日に国鉄から設立委員会に提出したJR採用候補者名簿の不開示(不存在)決定に関する件	H19.11.6	146	不存在の経緯について、事実関係の確認に多くの時間を要しているため。	
	特定の一般貨物自動車運送事業者に対する監査結果に係る起案文書中、「貨物自動車運送事業監査表」に係る不開示決定に関する件	H19.11.19	133	不服申立書に不備があり(趣旨に不明な点があり)、その審尋等に時間を要したため。	
防衛省	有事法制検討会議に係る全文書	H15.6.10	1756	異議申立てを受け審査会に諮問したが、その後、諮問を取下げ、新たに行政文書を特定することとしたものであり、当該行政文書の開示・不開示の判断に時間を要しているため。	